

環境委員会資料

1 陳情の審査

- (1) 陳情第16号 二重行政の解消に関する陳情

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 不法係留船舶に係る対応について

資 料 不法係留船舶に係る対応について

港 湾 局

(令和5年8月24日)

不法係留船舶に係る対応について

1 概要

平成30年10月の台風24号で被災し自力航行不能となった貨物船(MARINA号)について、二次災害防止のため千鳥町ふ頭での係留を許可したが、許可期限までに撤去されず不法係留状態となった。船主に対し撤去命令書を送付するなど自主撤去に向けて交渉を続けるも応じないことから、令和4年2月に行政代執行を実施。同年5月に代執行費用未払いによる当該船舶の差押えを行い、同年11月の公売を経て令和5年1月に買受人による撤去が行われたが、代執行等に係る債権が未納となっている。

<船籍港> ベリーズ（事故後抹消）

<船主> CREDIT OCEAN SHIPPING CO., LTD（中国(香港)）

2 経過

H30. 10. 1	台風24号で被災しMARINA号自力航行不能となる。
H30. 10. 2～12	次の台風が接近する中、二次災害防止のため、千鳥町3号係船棧橋に緊急避難
H30. 10. 13～	許可期限までに船主から今後の方針が示されなかったため、以後、不法係留として扱う。
R 4. 2. 4	環境委員会報告（不法係留船に対する行政代執行について）
R 4. 2. 8～15	不法係留船(MARINA号)に対する行政代執行実施
R 4. 5. 26	船主からの行政代執行費用の納付が確認できないため 国税徴収法第47条に基づき当該船舶を差押
R 4. 6. 2	環境委員会報告（不法係留船の行政代執行の経過について）
R 4. 7. 22	公売実施（入札参加者なく不成立）
R 4. 8. 8	再公売実施（入札参加者なく不成立）
R 4. 11. 26	再々公売実施（入札参加者1社 成立） 見積価額（最低売出価格） 448,000円 入札金額 450,000円
R 4. 12. 6	買受代金450,000円が市に納付され、買受人が当該船舶の所有権を取得
R 5. 1. 16	買受人により韓国に向け曳航され、撤去完了
R 5. 2. 2	環境委員会報告（不法係留船の撤去について）

3 滞納債権について

(1) 行政代執行に係る費用（公債権）

	代執行費用	換価金額	滞納額（充当後）	納付状況	時効完成日
ア	32,450,000円	450,000円	<u>32,000,000円</u>	未納	R9. 12. 15

・滞納処分(差押え等)の対象となる国内財産の調査結果 ⇒ 該当なし

(2) 行政代執行以外の不法係留等に係る費用（私債権）

	請求事由	期間	滞納額	納付状況	時効完成日
イ	不法行為に基づく損害賠償請求 (不法係留期間中の使用料相当額)	H30. 10. 13～ R3. 9. 30	<u>22,078,912円</u>	未納	R6. 11. 12
		R3. 10. 1～ R4. 2. 15	<u>2,810,784円</u>	未納	R7. 4. 26
ウ	事務管理費用 (保管期間中の使用料相当額)	R4. 2. 15～ R4. 5. 26	<u>2,036,800円</u>	未納	R9. 7. 22

【債権回収までに取り得る手段】

①海外財産調査の実施

②日本及び中国での訴訟提起（勝訴の必要あり）

⇒多大な時間と費用を要するが、回収できる可能性は限りなく低い

【債権回収に関する専門家の意見】

これまで不法係留船の離岸に向けて交渉を担ってきた海事弁護士に相談

⇒債権回収は現実的に困難との見解

【今後の方針】

⇒自主納付を求める催告の継続

4 今後の係留施設の管理運営について

・川崎港内において事故船舶等が発生した場合、港湾管理者としては二次被害を防止するため、今後も緊急措置による係留を認めざるを得ない。

・令和2年の船舶油濁損害賠償保障法改正により、海難等で発生した汚染や難破物除去等に係る損害については、被害者が直接保険会社に損害賠償額請求することが可能となった。今回のような事例が発生した場合は、本制度の積極的な活用を図るとともに関係機関との連携をより密にして対応していく。